# 点検結果表(規制の事前評価)

	政策の名称	保険募集の基本的ルールの創設			府省名	金融庁	
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	□その他	
		保険業法					
規制の区分		■新設等    □緩和					止
点検項目		評価の実施状況					課題
① 規制の目的、 内容及び必要性		■説明あり□説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	④その他の社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
(5)	)便益の分析	□金銭価値化	□定量(	比  ■気	定性的記述	□分析なし	
6	費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分	析 □費用分析	■定性的な分析	□分析なし	
代替案	⑦ 代替案の ② 設定	■設定あり	□想定される代替案なし			□設定なし	
	<ul><li>8 代替案との</li><li>比較</li></ul>	■費用・便益でよ	比較  □費用	月で比較 □億	更益で比較	□比較なし	
9 レビューを行う 時期又は条件		■設定あり	□設定なし				
【課題の説明】							

「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「③」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

### 【点検結果表の別紙】

### ≪規制の内容に係る参考情報≫

#### ○ 当省の照会

情報提供義務について「ただし、保険契約者等の保護の観点から問題がない場合においては情報提供を 行うことを要しないこととする。」、また、意向把握義務について「保険契約者等の保護の観点から問題が ない場合においては、意向把握を行うことを要しないこととする。」と記載しているが、規制の内容の説 明を充実させる情報として、「保険契約者等の保護の観点から問題がない場合」とは現時点でどのような 場合を想定しているか、御教示ください。

## ○ 金融庁の説明

保険契約者等の保護の観点から問題がない場合として、

- ①被保険者に係る保険料の負担額が零である場合
- ②保険期間が短期であり、被保険者に係る保険料の負担額が僅少である場合
- ③被保険者となる者の同意を得ることなくその者に被保険者の資格を取得させることができる場合 等といった場合を想定しているが、詳細は業界と調整し内閣府令において定める予定である。